**くらしの情報**

**暮らしを豊かにする情報が見つかる！**

**木造住宅の耐震診断・改修費用と危険ブロック塀の除却費用を助成します**

問い合わせ 建築指導課指導担当 電話23-8057

各助成の受付件数には限りがあります。事前に建築指導課または各総合支所地域振興課に問い合わせください。

詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

**木造住宅の耐震診断費用助成**

　木造住宅の耐震診断費用を助成します。

対象建築物　昭和56年5月31日以前に建築した、3階建て以下の一戸建て木造住宅

負担金　8,400円

※200平方メートルを超える場合は、延べ床面積によって負担金が増額します。

受付期間　5月7日（水曜日）～令和8年1月30日（金曜日）

**木造住宅の耐震改修工事費用助成**

　木造住宅の耐震改修工事や建て替え費用を助成します。

対象建築物　市が実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事や建て替えを行う住宅

※増築や減築を伴う改修工事は、補助対象外の場合があります。

補助金額　改修費用の5分の4（上限額100万円）

※併せて行う耐震改修工事以外の工事も、上乗せ助成します。（上限額10万円）

受付期間　5月7日（水曜日）～令和8年1月30日（金曜日）

**危険ブロック塀などの除却費用助成**

　危険なブロック塀などを除却する工事費用を助成します。

除却対象　道路からの高さが１メートル以上（擁壁上の場合は0・4メートル以上）で、平成30年以降に市が実施した調査で「特に問題なし」以外に判定されたブロック塀

補助金額　除却工事に要した費用の6分の5

※除却部分の面積に対して、１平方メートル当たり9,500円を乗じた額と、30万円のいずれか低い額が上限額となります。

※フェンス混用塀のフェンス部分は見付面積の2分の1、門柱は表面積の2分の1となります。

受付期間　5月7日（水曜日）～令和8年2月27日（金曜日）

**Vitality 大﨑ウォーク参加者を募集します**

問い合わせ 健康推進課健康増進担当 電話23-2215

市は、住友生命保険相互会社との連携協定に基づく事業として、5月からアプリを活用したウオーキングイベントを開催します。アプリ内の「アクティブチャレンジ」を達成すると、ドリンクチケットや商品券などの特典を獲得できます。

　アプリを活用して健康増進に取り組んでみませんか。詳しくは市ウェブサイトを確認してください。

対象者18歳以上の市民または本市に通学・通勤している人でスマートフォンを所有している人（ほか要件あり）

定員　先着200人

実施期間　5月19日（月曜日）～7月13日（日曜日）

申込方法　本市ウェブサイトを確認の上、Vitalityアプリをダウンロードして必要事項を登録

申込期間　5月12日（月曜日）～18日（日曜日）

■登録サポート

　参加登録の操作に不安がある人を対象に、予約不要のサポート会を開催します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 5月12日（月曜日） | 地域 | 場所 | 時間 |
| 古川地域 | 市役所本庁舎1階市民交流エリア屋内広場（パタ崎さん） | 10時～17時 |
| 松山地域 | 松山総合支所1階市政情報センター | 10時～13時 |
| 三本木地域 | 三本木総合支所1階エントランスホール | 14時～17時 |
| 鹿島台地域 | 鹿島台総合支所1階市民ホール | 10時～13時 |
| 岩出山地域 | 岩出山総合支所1階市民ホール | 14時～17時 |
| 鳴子温泉地域 | 鳴子総合支所1階ホール | 10時～13時 |
| 田尻地域 | 田尻総合支所事務室 | 14時～17時 |

**個人や小規模事業者のエコ活動を支援します**

問い合わせ 環境保全課環境保全担当 電話23-6074

　市民や小規模事業者が行う設備の設置や導入を支援します。詳しくは、市ウェブサイトを確認、または環境保全課へ問い合わせください。

**大崎市エコ改善推進事業補助金**

➊太陽光発電設備設置事業

対象者　個人・小規模事業者

補助金額　1キロワット当たり1万円（上限額5万円）

➋定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業

対象者　個人・小規模事業者

補助金額　10万円

➌V2H充放電設備設置事業

対象者　個人

補助金額　5万円

➍家庭用高効率給湯器設置事業

対象者　個人

補助金額　1万5千円

➎家庭用生ごみ処理機・処理容器導入事業

対象者　個人

補助金額　購入費の2分の1（上限額5千円）

共通事項

補助金額

* 購入先および設置請負者が市内事業者の場合は、5千円を加算し助成

※家庭用生ごみ処理機処理容器導入事業の加算はありません。

* 事業を組み合わせ申請する場合の上限額は24万円

申込要件

* 市税などの滞納がないこと
* 申請者が住居・事務所(店舗または事務所などと兼用している住居も含む)として使用、または使用予定の建物に設置すること
* 購入・設置の契約日(契約を交わさない場合は見積書)が令和6年6月1日以降であること
* 令和6年12月1日から令和7年5月31日(土曜日)までに設置が完了し、実績報告書を提出できること
* 過去にエコ改善推進事業補助金またはエコ生活支援事業補助金と同一区分の補助金の交付を受けていないこと

受付期間

6月2日(月曜日)～30日（月曜日）（予算の総額に達したときは抽選）

申込先

　環境保全課(市役所本庁舎3階北側)

**市内の中小企業者・小規模企業者を支援します**

問い合わせ　産業商工課商業振興担当　電話23-7091

　市内の中小企業・小規模企業の事業拡大を支援します。

　詳しい内容については、問い合わせください。

■**中小企業者・小規模企業者施設改修・設備投資促進補助金**

　事業の拡大、生産効率・サービスの向上等を目的とする、施設の改修工事や設備の購入費などを補助します。

対象　市税などの滞納がなく、古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会のいずれかの会員のうち、市内で10年以上営業実績がある中小企業者および小規模企業者

補助金額　補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

**■中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金（販路拡大・DX支援補助）**

　広報費やデザイン開発費、DXに係る設備導入、展示会出展費用など、業務の効率化や販路拡大などに必要な費用を補助します。

対象　市税などの滞納がなく、古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会のいずれかから推薦を受けた中小企業者および小規模企業者

補助金額　補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

**■共通事項**

受付期間　6月2日（月曜日）～

※予算に達した時点で受け付けを終了します。

相談・申込先

　古川商工会議所　電話24-0055

　大崎商工会　　　電話52-2272

　玉造商工会　　　電話72-0027

※改装工事や備品購入先などが市外の業者の場合は、補助金の対象外となります。